

●香川県告示第43号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成22年2月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 起業者の名称

高松市

2 事業の種類

高松市飯田半田墓地移転整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

香川県高松市飯田町字半田地内

(2) 使用の部分

香川県高松市飯田町字半田地内

4 事業の認定をした理由

平成21年12月21日に高松市から申請のあった高松市飯田半田墓地移転整備事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

本件事業は、法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する墓地」に該当する。

このため、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業の起業者は高松市であり、本年度予算において用地取得に要する経費を計上するとともに、平成21年10月13日付けで墓地の区域の変更に関する許可を受けていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

このため、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 事業施行の妥当性

二級河川本津川改修工事に伴い高松市飯田半田墓地の一部が支障となり、墓石の移転が余儀なくされている。

本件事業は、現墓地の隣接地を取得し、墓地区画112区画を造成することで、墓石の移転先を確保しようとするものである。

本件事業の施行により、地域住民の祖先祭祀のよりどころである市有墓地の機能を回復し、地域の公衆衛生の維持が図られることから、事業施行の妥当性が認められる。

イ 周辺環境への影響

起業地は全て宅地で、周辺環境も良く、また、民家には接してなく墓地の造成による周辺の土地利用や自然環境への影響は軽微であると認められる。

ウ 起業地の選定及び事業の規模

本件事業の起業地の選定に当たっては、社会的、技術的、経済的見地から3案の候補地の比較検討を行い、最も適切な案を採用していると認められる。

また、事業の規模についても、移転を要する墓石を「高松市墓地等の経営の許可等に関する

条例」の要件に適合させつつ効率的に配置していることから、必要最小限と認められる。

エ アからウに述べたことから、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

本件事業は、河川改修事業により移転を余儀なくされた墓石の移転先を確保する事業であり早急に施行する必要性が高い。

このため、本件事業は、土地を収用する公益上の必要が認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を充足すると判断される。

本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

高松市都市整備部河港課